

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年秋田市条例第10号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。